

以下の各問いに例を交え答えなさい。(参考:教科書14章)

1. Copyrightとは?

copyrightとは著作権のことで、著作者が著作物に対して持つ「表現に対する権利」のこと。保護される権利は「表現」であるので、表現のしたにあるアイデア(アルゴリズム)は著作権による。保護の対象にならない。

2. PDS (Public Domain Software)とは

PDSは著作者が著作権を放棄したソフトウェアであり、自由に使用できます。ただし、著作者人格権は譲渡ができないため、放棄できるのかどうかは微妙…。

3. フリーソフトウェアとは

フリーソフトウェアは、著作者が著作権を保持していますが、商用以外などの一定の条件のもとで、無償で利用できるソフトウェアのこと。
UNIXの世界には便利なフリーソフトウェアがたくさん存在している。

4. Copyleftとは

- ・ copyleftされているソフトウェアとそのソースプログラムを近くで持っている人から複製し、入手できる。
- ・ ソフトウェアやソースプログラムを自由に使い、読み、変更し、再頒布できる。
- ・ ただし、他人へは自分が享受したと同じ自由と共に複製させてあげなくてはならない。
- ・ ソフトウェアの使用は無保証ですが、全ての行為は無料。

copyleftは、以上のような発想がもととなっている。
copyleftを主張するための表示として、一般の著作権表示とGNU 一般公有使用許諾(GPL)がある。

5. 著作権フリーとは

著作権使用料を払わずに使える「著作権フリー」と呼ばれるソフトウェアもある。
著作権フリーのソフトウェアについては、著作権使用以外の権利(改変や頒布)は自由に使えない場合が多いので注意する必要がある。

6. シェアウェアとは

本来は売り物で、試用期間は無料で使えるソフトウェアのことをシェアウェアという。
本来は売り物なので、購入しない場合は試用期間が過ぎたら速やかにコンピュータから消去する必要がある。

7. GNUプロジェクトとは

UNIX互換のソフトウェア環境を全てフリーソフトウェアで実装するプロジェクト。
FSFによって法的、経済的にサポートされている。

8.GPLとは？ また、どのような利点、問題があるか

GPLとは、FSFの理念に基づいて明文化されたソフトウェアライセンスの体系のこと。
主にGNUプロジェクトで開発されたソフトウェアや、その派生物などに適用されている。

利点： プログラムの動作を調べ、変更することができる。
複製・変更したものの配布する権利がある。

問題点： 他のライセンスと混ざって、GPLでないソフトウェアを複製・変更して、著作権侵害になるなどの問題がある。

9.LGPLとは？

GNLのコピーレフトのライセンスの一つ。
社内や個人的に利用するにあたってのソースコード変更、再コンパイルには制限がない。
LGPLで配布されたプログラムを再配布する際にはソースコードを公開する必要がある。

10.自分で開発したソフトウェアとデータを公開する際の注意を列挙しなさい

- ① 日本の著作権法ではベルヌ条約の無方式主義を採用しているので、自分で開発したソフトウェアやデータについては、特に手続きをすることなく、その著作権は自分のものになる。
- ② 自分で開発したソフトウェアを公開する場合は、方式主義の国でも著作権が保護されるように「Copyright、著作権者名、最初の発行年」をつけておく。
- ③ コンパイラを使ってソースプログラムからオブジェクトプログラムを作ると、オブジェクトプログラムにそのコンパイラに附属するプログラムが一部に含まれることがある。そのようにして作られたオブジェクトプログラムを配布するとコンパイラの著作権者の著作権を侵害する可能性がある(コンパイラ使用許諾による)。
自分が著作権を持つソースプログラムを配布し、ユーザが自分でコンパイルしてオブジェクトプログラムを生成して使うなら問題ない。
プログラムを生成するプログラムジェネレータを試用した場合も、生成されたプログラムの一部にプログラムジェネレータの著作権が及ぶこともある。
- ④ 再配布を許す場合は、READMEやLICENSEなどのファイルに使用許諾条件を明記して、ユーザから更に次のユーザに再配布されるときに、必ず使用許諾条件も複製されるようにする。
使用許諾条件では、ユーザが手を加えたものを再配布可能とするのかということや、不明な点が合った場合の照会先を明記しておく。
- ⑤ ソフトウェアだけでなく、文章や絵などのデータにも損害保証表明(DISCLAIMER OF DAMAGES)をつける必要がある。
- ⑥ WWWで公開したページやデータは、特にアクセス制限などの設定をしない限り、出版と同等に見なされる。他人の著作物を公開すると著作権中の出版権の侵害となる。
著作権の保護期間が過ぎたものでも著作者人格権は残るので、一部だけ使うというように変更を加えると同一性保持権の侵害となる。
絵画を購入しただけでは、その著作権を取得してはいないことを注意する。購入した絵画をイメージスキャナなどで取り込んでWWWで公開すると、著作権法違反となる、また、人物の写真の場合は肖像権、商標の場合は商標権など、公開により著作権以外の権利を侵害してしまうことがある。
- ⑦ 著作権の保護期間は著作者没後50年が基本ですが、日本では「戦時加算」により延長して保護しなければならない場合がある。海外のページで公開されていても、日本で公開すると違法になることがあるので、十分注意する必要がある。
- ⑧ BBS(電子掲示板)などに著作物を投稿して読者の反応を見ようとする場合は、そのBBSの規約をよく確認してからにする。投稿されたものは著作権を放棄したものとみなす旨の規約があるBBSもあり、自分の著作物として出版できなくなることもある。